

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	栄町

栄町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 栄町経済環境課
所在地 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
電話番号 0476-33-7713
FAX番号 0476-33-7720
メールアドレス sangyou@town.sakae.chiba.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	スズメ、カラス類、カモ類、ムクドリ、タヌキ、イノシシ、ハクビシン、ノウサギ、アライグマ、コブハクチョウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	栄町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
スズメ	水稲	1,410 千円	1.2 ha
カラス類	豆類、野菜	493 千円	1.1 ha
カモ類	水稲	940 千円	0.8 ha
ムクドリ	豆類、	93 千円	0.6 ha
タヌキ	豆類、野菜	1,403 千円	0.5 ha
イノシシ	—	— 千円	— ha
ハクビシン	—	— 千円	— ha
ノウサギ	—	— 千円	— ha
アライグマ	—	— 千円	— ha
コブハクチョウ	—	— 千円	— ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

スズメ 8月から9月の水稲の収穫期に、被害を受けている。被害区域は、町内全域に及んでいる。
カラス類 年間を通じ町内の全域において畑作全般に被害を受けている。また、被害数値を計上するには至っていないが、果樹にも被害が及んでいる。
カモ類 8月から9月の水稲の収穫期に、町内の全域において被害を受けている。
ムクドリ

年間を通じ町内の全域において畑作全般に被害を受けている。また、被害数値を計上するには至っていないが、果樹にも被害が及んでいる。

タヌキ

年間を通じ町内の全域において畑作全般に被害を受けている。また、被害数値を計上するには至っていないが、果樹にも被害が及んでいる。個体数は、増加の傾向にある。

イノシシ

現時点においては、農作業等の被害はないが、隣接市に被害が及んでいる。また、被害数値を計上するには至っていないが、今後被害が想定される。

ハクビシン

年間を通じて畑作物全般に被害を受けている。また、被害数値を計上するには至っていないが、果樹にも被害が及び、被害地域は町内全域に及ぶ。個体数は、増加の傾向にある。

ノウサギ

現時点においては、農作物等の被害はないが、目撃情報が寄せられている。被害数値を計上するには至っていないが、個体数は、増加の傾向にある。

アライグマ

現時点においては、農作物等の被害はないが、目撃情報が寄せられている。被害数値を計上するには至っていないが、個体数は、増加の傾向にある。

コブハクチョウ

5月から6月の水稻の田植期に、被害を受けている。印旛沼周辺の田んぼが被害を受けている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
スズメ	1,410 千円	1.2ha	1,300 千円	1.0ha
カラス類	493 千円	1.1ha	490 千円	0.8ha
カモ類	940 千円	0.8ha	900 千円	0.6ha
ムクドリ	93 千円	0.6ha	90 千円	0.3ha
タヌキ	1,403 千円	0.5ha	1,400 千円	0.4ha
イノシシ	千円	ha	千円	ha
ハクビシン	千円	ha	千円	ha
ノウサギ	千円	ha	千円	ha

アライグマ	千円	ha	千円	ha
コブハクチョウ	千円	ha	千円	ha
合計被害金額	4,339 千円	4.2ha	4,180 千円	3.1ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	銃器による捕獲を成田猟友会の協力により実施してきた。捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲現場での埋設又は清掃センターで焼却処理をしている。捕獲機材の整備状況については、令和3年度から令和5年度、大型箱わな3基・中型箱わな3基・くくりわな15基	捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成確保が急務となっている。また、タヌキ、ハクビシン等については、銃器による捕獲が困難なことから、わなによる捕獲の強化が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	—	—
生息環境管理その他の取組	放任果樹の除去 鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について	

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の農作物への被害の減少及び個体数の削減に向け、鳥獣種によ

り、銃器若しくはわなによる捕獲を行う。わなについては、町で捕獲機材（箱わな）を購入し、捕獲従事者に貸与する。

また、農業者等に対しても狩猟免許（わな猟免許）取得を推進していく。

なお、イノシシに関しては農家や猟友会、JA 等から目撃情報を収集し、早期捕獲に取り組んでいく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

成田猟友会のパトロール隊を中心とした駆除・捕獲・追い払い活動を実施するとともに、狩猟免許所有者によるわな捕獲等を実施していく。

成田猟友会と連携し、被害防止に効果的な有害捕獲事業を実施していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	スズメ カラス類 カモ類 ムクドリ タヌキ イノシシ ハクビシン ノウサギ アライグマ コブハクチョウ	成田猟友会と連携し銃器による追い払いや捕獲を実施する。 町で捕獲機材（箱わな）を購入し捕獲従事者に貸与する。 農業者等に対しても狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。
	スズメ カラス類 カモ類	成田猟友会と連携し銃器による追い払いや捕獲を実施する。 町で捕獲機材（箱わな）を購入し捕獲従事

令和8年度	ムクドリ タヌキ イノシシ ハクビシン ノウサギ アライグマ コブハクチョウ	者に貸与する。 農業者等に対しても狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。
令和9年度	スズメ カラス類 カモ類 ムクドリ タヌキ イノシシ ハクビシン ノウサギ アライグマ コブハクチョウ	成田猟友会と連携し銃器による追い払いや捕獲を実施する。 町で捕獲機材（箱わな）を購入し捕獲従事者に貸与する。 農業者等に対しても狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の聞き取りなどから被害状況を把握し、千葉県特定鳥獣保護管理計画等に基づき計画する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スズメ	20羽	20羽	20羽
カラス類	20羽	20羽	20羽
カモ類	20羽	20羽	20羽
ムクドリ	10羽	10羽	10羽
タヌキ	20頭	20頭	20頭
イノシシ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
ノウサギ	5羽	5羽	5羽
アライグマ	20頭	20頭	20頭
コブハクチョウ	0羽	0羽	0羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

※コブハクチョウについては、追い払いを予定。

(令和4年度捕獲を試みたが失敗)

捕獲等の取組内容
被害の多い区域及びその周辺地を中心に、鳥類については通年銃器による捕獲を実施し、獣類については、箱わなにより捕獲の強化を図る

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限移譲について検討を進める。

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	被害状況により検討する。	被害状況により検討する。	被害状況により検討する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スズメ、カラス類、カモ類、ムクドリ、タヌキ、イノシシ、ハクビシン、ノウサギ、アライグマ、コブハクチョウ	成田猟友会と連携し、被害防止に効果的な有害鳥獣捕獲事業の実施をしていく。 被害の程度や傾向等を勘案し、追い払い等の必要な措置を行う。	成田猟友会と連携し、被害防止に効果的な有害鳥獣捕獲事業の実施をしていく。 被害の程度や傾向等を勘案し、追い払い等の必要な措置を行う。	成田猟友会と連携し、被害防止に効果的な有害鳥獣捕獲事業の実施をしていく。 被害の程度や傾向等を勘案し、追い払い等の必要な措置を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	タヌキ、イノシシ、ハクビシン、ノウサギ、アライグマ	野生鳥獣のエサとなる農作物等残渣の適正処理、林縁部の緩衝帯整備及び耕作放棄地の解消などの生息環境管理の取組を推進する。 地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。
令和8年度	タヌキ、イノシシ、ハクビシン、ノウサギ、アライグマ	野生鳥獣のエサとなる農作物等残渣の適正処理、林縁部の緩衝帯整備及び耕作放棄地の解消などの生息環境管理の取組を推進する。 地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。
令和9年度	タヌキ、イノシシ、ハクビシン、ノウ	野生鳥獣のエサとなる農作物等残渣の適正処理、林縁部の緩衝帯整備及び耕作放棄地の解消などの生息環境管理の取組を推進する。 地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう

	サギ、アライグマ	研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。
--	----------	----------------------------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

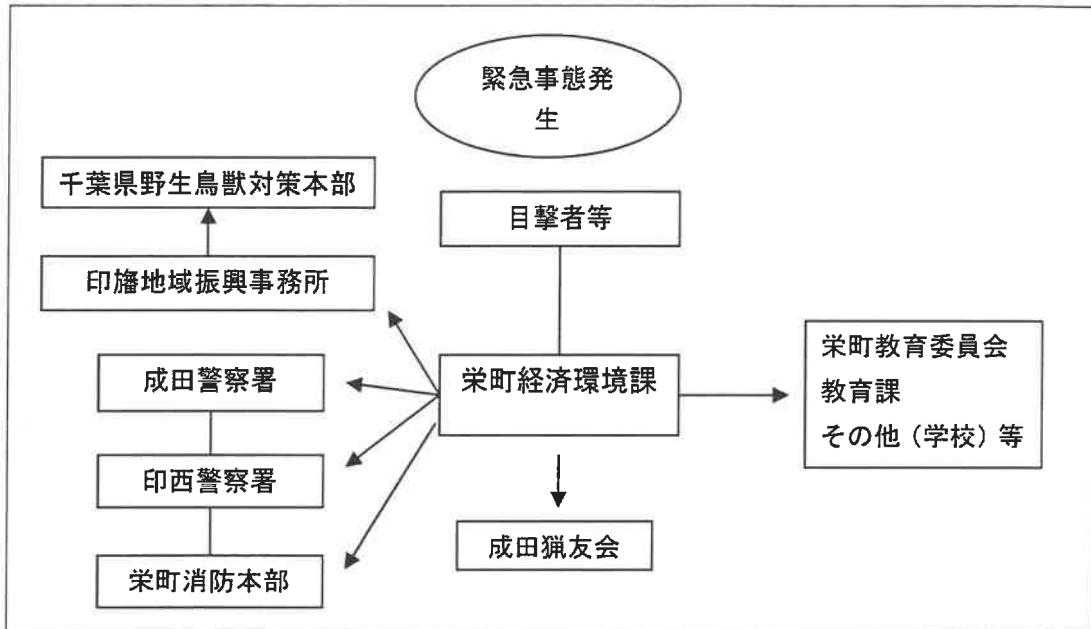
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部 千葉県印旛地域振興事務所	捕獲許可及び捕獲指導 対策の推進 情報収集
成田警察署	個人の生命、身体及び財産の保護 情報収集
印西警察署	個人の生命、身体及び財産の保護 情報収集
栄町消防本部	人命救助 情報収集
栄町	対策の推進 情報収集
成田猟友会	有害鳥獣捕獲の実施 対策の推進 情報収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲現場での埋設処理又は清掃センターでの焼却処理を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシについては、可能なかぎり自家消費による有効利用を図る。 その他の鳥獣については、食品としての利用に適していないことから利用推進は困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県印旛地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県印旛農業事務所	情報提供、防護柵設置に係る指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害鳥獣による農作物等への被害状況に応じて、鳥獣被害実施隊の設置を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合や被害対策等に重要な変更が生じた場合は、その都度、関係機関と協議を行い、効果的な対策の実施を目標に、計画の見直しを行うものとする。

農業者の被害防止に対する意識の向上。

地域全体で施策を取組むことを図る。（講習会の開催等）

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。